

答 申 第 2 号

平成18年3月31日

千葉市長 鶴 岡 啓 一 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 多 賀 谷 一 照

個人情報の本人収集の原則及び目的外の利用又は提供の禁止の  
例外について（答申）

平成18年3月22日付け17千総総（市）第63号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問事項  
別紙1のとおり（諮問第2号）
- 2 諮問に対する意見  
別紙2のとおり

## 本人収集の原則の例外（第7条第2項第9号）

	類 型	理 由
1	<p><b>栄典、表彰等の選考</b></p> <p>栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため</p> <p>本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため</p>
2	<p><b>審議会委員等の選任、委嘱</b></p> <p>委員、講師等を選任、委嘱するため、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体等から収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>適任者を幅広く求めるため</p> <p>本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため</p> <p>団体等から推薦を受ける場合、推薦という事務の性質上、本人から収集することができないため</p> <p>本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であるため</p>
3	<p><b>各種申請、届出等</b></p> <p>申請、届出等を受けるときに、当該申請者、届出者等以外の個人に関する情報を申請者、届出者等から収集する場合</p>	<p>申請者、届出者等以外の者に関する個人情報の提出が、申請、届出等の要件として定められていることがあるため</p> <p>住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため</p>
4	<p><b>相談、要望、意見等</b></p> <p>市民等から相談、陳情、要望、意見、苦情、主張等を受けるときに、その内容に当該相談者等以外の個人に関する情報が含まれている場合</p>	<p>相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その内容に当該相談者等以外の者の個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみ分離して収集を拒むことがで</p>

		<p>きないため</p> <p>相談等の内容が、当該相談者等以外の者に関するものであっても、相談等の内容を正確に把握し、適切な事務の処理を行う上で必要であると認められるため</p>
5	<p><b>案内状等送付</b></p> <p>挨拶状、案内状等を送付するため、個人情報収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>当該実施機関又は他の実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、儀礼上の必要性等により、挨拶状や関係資料を送付したりする場合があるため</p> <p>住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため</p>
6	<p><b>災害対策</b></p> <p>災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、事前に個人情報を収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>過去の災害の事例や災害時に助けが必要であることが見込まれる個人の情報を事前に集約しておく必要があるため</p>
7	<p><b>防犯カメラ</b></p> <p>市の施設の管理等をするにあたり、個人の映像等の情報を収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため</p> <p>設置する目的の達成に必要な範囲内で可能な限り、設置している旨をわかりやすい場所に表示するものとする。</p>

目的外の利用又は提供の禁止の原則の例外（第8条第1項第6号）

	類 型	理 由
1	<p><b>栄典、表彰等の選考</b></p> <p>栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため</p> <p>本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため</p>
2	<p><b>研究、統計資料作成</b></p> <p>専ら学術研究又は統計資料作成のために、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>学術研究又は統計資料の作成において、研究等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため</p>
3	<p><b>案内状等の送付</b></p> <p>挨拶状、会議等の案内等を送付するために個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、審議会等の委員に対し、儀礼上の必要性等から挨拶状や関係資料を送付したりする場合があるため</p>
4	<p><b>アンケート対象者の抽出</b></p> <p>アンケート調査や実態調査等を行うときに、対象者を選定するため、個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供したりする場合</p>	<p>事務事業に係るアンケートを行うときに、対象者を抽出することが事務の性質上必要である場合があるため</p>

	<p>ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	
5	<p><b>報道機関への提供</b></p> <p>報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、市民等に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合があるため</p> <p>事故等特別の理由があるときに、発表することが公益上必要なことがあるため</p>
6	<p><b>弁護士法の規定に基づく提供</b></p> <p>弁護士法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法律の規定に基づく照会であり、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要である場合があるため</p> <p>提供先の事務の公益性、個人情報の取扱方法等と市側の公益上の必要性、提供することによる支障の有無等を総合的に考慮した上で、弁護士会等へ提供する必要があると認められる場合があるため</p>
7	<p><b>町内会、民生委員等への提供</b></p> <p>町内会、民生委員等が行う記念品等の配付又は敬老会の開催等のために、個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用すること</p>	<p>町内会、民生委員等が行う公共的な事業の運営のために、市として協力する必要がある場合があるため</p>

に公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る

諮問に対する本審議会の意見

1 個人情報の本人収集の原則の例外について

千葉県個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に照らし、慎重に審議した結果、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる。

2 個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の例外について

千葉県個人情報保護条例第8条第1号第6号の規定に照らし、慎重に審議した結果、次のような結論に達した。

(1) 類型1、3、4及び6について

公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められる。

(2) 類型2及び5について

次のように改めることで、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められる。

ア 「類型2 研究、統計資料作成」について

類型欄中「ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る」を「この場合、原則として、特定の個人が識別されない形式で利用し、又は提供するものとする。ただし、特定の個人の識別ができなければ学術研究等の目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、識別性を有する形式で利用し又は提供することができるものとするが、統計資料作成後は速やかに個人情報を識別できない形式で取り扱うものとする」に改める。

イ 「類型5 報道機関への提供」について

類型欄ただし書き中「が公益上必要であり」を「に個人情報保護の利益を上回

る利益を有し」に改める。

(3) 類型7について

さらに慎重な審議が必要である。

3 今後の取扱い

今後、この類型に該当する事案についてはあらかじめ本審議会の意見を聴いたものとして取り扱うことを認める。ただし、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断がつきがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、あらためて本審議会の意見を聴くこと。

なお、この類型に該当するものとして、収集、利用、又は提供を行った場合には、条例の運用状況の報告に合わせて、本審議会に報告をするものとする。